

# 一般事業主行動計画

萩尾高圧容器株式会社

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年10月1日～平成32年9月30日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

<対策>

- 平成30年 1月～ 育児・介護休業法の改正内容について顧問社労士から情報収集する。
- 平成30年 4月～ 収集した情報を基に「育児・介護休業等に関する規則」を改正し、その内容を労働者へ周知するとともに、労基署へ提出する。
- 平成30年10月～ 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について、改正した「育児・介護休業等に関する規則」を基に労働者に周知を図る。

目標2：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 平成30年10月～ 労働者全員の前1年間の年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成31年 1月～ 各部署において、平成31年4月1日からの年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 平成31年 3月～ 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定書を締結し、労働者の年次有給休暇の取得促進を図る。
- 平成32年 2月～ 労使協定書の内容を履行できているのかを確認・検証し、次年度の年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の内容について労使で協議をすすめる。